第９期第１１回　全体会記録				記録（書記）	黒川
部　会　名	全体会			回　数	１１
日　　　時	令和８年３月１８日（水）	１３時３０分	～		１５時２５分
会　　　場	中野区役所６階　６０５会議室				
参　加　者	出席：中村（敏）、大倉、松井、古京、眞山、宮澤、山本、福本、池田、松田、鶴丸、德嵩、吉田、中村（美） 欠席：秋野、黒木、鈴木（裕）、工藤、鈴木（祐）、小川（光）、髙橋、関口、大村、上西 事務局：鳥井、河村、堤、大野、酒井、樟山、長沼、齊藤、島田				
配付資料	（参考資料１）　第９期中野区障害者自立支援協議会名簿（令和７年度）（令和７年１２月１日現在） （資料１）　相談支援機関会議資料 （資料２）　個別ケア会議資料 （資料３）　相談支援部会議資料 （資料４）　地域生活支援部会資料 （資料５）　就労支援部会資料 （資料６）　施設系事業者連絡会報告資料 （資料７）　相談支援専門員連絡会報告資料 （資料８）　中野区障害者自立支援協議会の会議の運用について （資料９）　４部会合同セミナー ・令和７年度　第９期　居宅系事業者連絡会　記録 ・居宅系障害福祉サービス事業者アンケート調査結果				

内　　容

【第１１回協議会】

（堤係長）

本日は傍聴者が２名いる。

（中村会長）

一国の大統領が世界中を振り回す、大変な社会になってきている。国連の安全保障理事会が全く機能しない状態である。高市首相が明日アメリカ大統領と会談する。決して巻き込まれないことを伝えてもらいたい。

今日は３つ情報共有をする。

１つ目は2月１８日に厚生労働省が、今年の６月から現行の基本報酬の減額を明らかにした。就労継続支援Ｂ型１．６％減、GH・介護サービス包括型・日中サービス支援型２．８％減、児童発達支援１．２％減、放課後等デイサービス１．８％減になっている。6月１日以降に指定される新規の事業者が対象になる。医療的ケアが必要な人、強度行動障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害のある人に関する加算を算定することは配慮措置がとられる。離島山間地域にある事業所、自治体が必要と判断する事業所も対象外となる。

２つ目は２月１８日に最高裁大法廷で成年後見制度を利用している人が、警備の仕事を失ったとして裁判があった。旧警備業法の欠格条項にあたるとして警備の仕事に就けなくなり、憲法違反であると３０代男性が国に賠償を求めた。憲法で保障する職業選択の自由、法の下の平等に違反していたとする初の判断が示された。

３つ目に今週月曜日に中野区地域包括ケア推進会議全体会が開催された。私は障害者自立支援協議会を代表して参加している。会議では南部、中部、鷺宮、北部すこやか福祉センターの報告、野方区民活動センターの発表、コミュニティーソーシャルワーカー（以下、CSW と略す）の部会報告、孤独孤立部会の報告等、２年間の任期で行った取り組みが報告された。当初は高齢者の課題対策として始まった会議であるが、現在では区民全体の表に出にくい困りごとを、アウトリーチチームによって開拓していくとしてCSW に注目し連携して取り組んでいる。活発な活動をしており結果を出している。中野区の社会福祉協議会ではアウトリーチを１０年ほど前からスタートしており重層的支援体制整備事業に取り組んでいる。CSW は社協が中心となってどこの地域でも活動している。会議では中野モデルとして、行政と連携して取り組んでいる事が珍しく注目されていると報告された。誰も取り残さない地域のあり方を目指す会議である。来期についても障害分野としてしっかりと意見を発言していき、期待もしたい。

本日も障害者自立支援協議会設置要綱第５条第２項に基づき中村さんに来ていただいている。

（１）部会等報告

①相談支援機関会議報告

（長沼係長）

１２月に開かれた会議の報告をする。事例総件数１０件。（資料３～６頁参照）

（中村会長）

毎回深刻な状況が報告されるので心配になる。中野区の重層的支援体制の中にすこやかの４事業所も入っており、基本的には地域ケア個別会議につないで解決されていく仕組みになっている。このような事情を共有していくところからスタートしていけば前に進んでいくのではないか。

（宮澤委員）

資料４頁重度訪問介護をめぐる業界の懸念事項の部分で、質の悪い事業者が新規参入しているとあるが、重度訪問介護に限らず株式会社系等の悪質な業者が福祉はもうかる、ＧＨをやりませんか等、スマホを見ていてもたくさん情報が出てくる。障害者や福祉を食い物するようなものを中野区としてチェックする機能等はないか。東京都や国に言うことかもしれないが、制度上で決まりがあると良い。

（中村会長）

就労問題もそうだが、コンサルをやる会社が出てきている。厚生労働省も把握はしており監査等も進めてはいるようであるが、法には触れていないため難しいと判断している。前回の全体会でも共有した大阪の絆グループの話も不正請求ではない。行ったり来たりは制度上できる。当事者の労働、雇用を考えると、本来は思いつかないはずである。本人のためにと思う事業であれば、そのようなことが成立している制度そのものに問題がある。

東京都は比較的良いと聞く。申請があった時に審査により認めないケースもあるようである。基本的には文書審査で行う。放課後等デイサービス等は総量規制で新しいところは認めない地域も出てきている。少しずつ動き出してはいる。

厚生労働省と直接話し合う機会がありこの問題についても触れた。今は営利企業が運営している割合が非常に多い。Ａ型、Ｂ型、放課後等デイサービス等相当の数の事業所が増えてきている。事業所数でみると社会福祉法人とＮＰＯは０．１％程の微増である。営利企業の増え方は２．７％であり、民間企業が増えている。極端な話をすると利用者の取り合いになってきている。職員も奪い合いになる。しっかりやっている事業者は利用者、働いている人たちに選ばれるという事を意識しながらやって行かないと同じように淘汰されてしまうのではないか。

区としては法律の問題であるが、例えば新規で申請があった時にしっかり審査をする、審査した後に行政の監査を繰り返しやる等は難しいのか。

（鳥井課長）

事業所の指定は東京都が行っている。区は中野区民の方が利用された時に給付を行う。区は立場に基づいて指導検査する権利は持っている。一定の指導は実際に行っている。

事業者の皆様に集まっていただき、様々なルールや法令の変更等をお知らせしたり、個々の事業所に伺って資料を見せていただき、基準に従った人の配置や運営、設備があるかを確認したりしている。もう少し頑張れればと思うところもあるため来年度は少し強化する予定になっている。

（河村課長）

子どもの児童発達支援、放課後等デイサービスは中野区で指定を受け丁寧に行っている。

（中村会長）

制度がとても複雑になっている。しっかり申請しているつもりであっても間違いが見つかるケースがある。指摘されて期間分をさかのぼって返済してくださいとなり立ち行かなくなることもある。そのような制度の問題はある。複雑になり取り締まりにくい。

営利企業が全て悪いわけではない。民間企業でもこれまでにないようなサービス、福祉をきちんと行って充実している企業もたくさんある。一概に全部だめだとはできない。非常に難しい問題である。少なくとも皆さんがやっている事業は今まで以上に襟を正して、障害のある人たちのために何ができるのかを考えて行動していけば何とか生き延びられるのではないか。

②相談支援部会報告

（松田委員）

１２、１、２、3月に会議を行い相談支援体制の在り方が今のままで大丈夫かを話し合った。いつもだとこのような話し合いをしていると報告をしているが、それだけだと申し訳ないのでかいつまんで話をする。

相談支援は地域によって重層的な相談支援体制を作ることが約束されている。中野区も３層に別れた相談支援体制を組んでいる。私たちは国の言っている事業の内容と、中野区が行っている事業の内容を比べて、やれているところ、やれていないところを確認していこうとしている。そのためにアンケートもとった。かいつまんで今日の段階でのことを報告する。

　第３層、一番上にあるのが基幹相談支援センターである。中野区の基幹相談支援センターの特徴としては直営で行われていること、業務を担っているのが保健師であること、人材育成や虐待の防止に特に力を入れていること等と考えている。
　しかしアンケートの結果では関係機関が期待することは、総合的、専門的な相談の実施である。１層２層の相談に乗って欲しいと期待されている。一方で基幹には連携、相談をしていないところも一定数いる。基幹で力を入れている事業の内容と関係機関からの期待の間には少し差異がある。
　第２層は４つのすこやか相談支援事業所、せせらぎ、つむぎがあり、全てが委託事業所である。中野区の特徴として申請の窓口、勘案調査、計画相談、法人や区独自の事業も行っていることがある。すこやか相談支援事業所の役割は何かと聞いたところ、４つのすこやかの中でもばらつきが出る。中野区が期待しているのは地域の中の相談窓口、第１線の窓口である。相談支援事業所では精神はここ、身体はここ等最初から役割を分けて振るのが良いのではないか。理由としてはすこやかの全体の業務量の多さ、職員の疲労等がある。
　第１層、民間の相談支援事業所は中野区内に２８か所程ある。約半数弱が施設付きの事業所であり、それが中野区の一番の特徴ではないか。精神障害や児童の計画を行う事業所が少ないこと、事業所によってスキルにばらつきがあることが課題である。２８か所のうち半数弱が施設付きであり、残りの事業所全部に計画を頼んでいるかというと、恐らくトップ3、４か所に任せることが多いのではないか。このような状況の中で中野区として民間の相談支援事業所が足りているのかどうかは疑問がある。
　１月の全体会の中で自立支援協議会の中に子ども部会を作るかどうか話が出た。相談支援部会の中でも話し合いを行った。福祉と教育の両方の人選が必要であること、それを協議する場が必要であることは同意している。
　１つ目の意見として福祉でも教育でもどちらでも良いのでどこかに作って欲しい。
　２つ目として、福祉側の相談支援部会の私たちは自立支援協議会の中に部会を作る必要性があると考えている。相談支援部会の中で子ども部会と同じようなことが出来ないかと意見があった。

（中村会長）
　前回の会議では子どもの教育の方等で、障害に関する課題等が出た時には全体会に問題提起しつつ一緒に解決していくような形が望ましいのではないかと意見が出たのではないか。
　部会として行うのか、障害児の会として行うのか。

（松田委員）
　子どもは療育や教育を受けている。地域の側として、地域の中だけで支えていくのは到底無理ではないかと考えており、一日の中でたくさんの時間を過ごす学校と、学校から帰ってきて家の中で過ごす時間を一体的に見ていく必要があるのではないか。しかし地域の側でそれが受けられるようになっているかというと、子どもの計画を作る事業所はまだまだ足りない。地域と学校とが一緒になって検討する場が必要なのではないか。その意味で子ども部会が必要である。
　私達は福祉の現場側であるので、福祉の側に作るのであれば部会として定期的に話し合うことが必要と考える。
　部会の委員のメンバーは子どもを扱っている事業者である、４つのすこやか、ゆめなりあ、子どもの計画を立てている所、特別支援学校等を想定している。

発達障害等は連絡会に特別支援学校が入ったり、場合によっては一般の学校も入ったりするような体制を作っている。知的障害等でも継続して連携を取り、考えていかないと地域の中でそのような方々を支援して暮らしを続けていくのは難しいのではないか。
話し合う場が必要であればどこに設置するのか、設置の仕方を考えていける。相談支援部会として案がある。

（中村会長）
子どものことを話し合う場がないことが前提とされているが、そのような場はないのか。

（河村課長）
障害児という括りの協議の場はない。子どもの会議体等はあり障害児支援のことで何かあれば私が情報提供してきた。今回子どもの協議の場の話があったため、子ども教育部の会議体に障害分野の委員を入れることが可能か聞いた。来期の委員の依頼が終わってしまい、任期が２年で人数も決まっているため、来期は厳しいと回答を頂いた。

（中村会長）
子どもを中心にしているところで障害児の問題を扱うか、障害分野で子どもの問題を扱うかという役割の持ち方の違いである。インクルーシブの考え方から子どもの中で障害のことを扱っていく方がこれからの時代にはふさわしい気もする。

（福本委員）
障害児、子どもに対しての組織はないのか。知識がないのでどこまで話し合えるかが分からない、それに特化した何かが必要なのではないか。

（鶴丸委員）
インクルーシブの立場で見ると全体的にやってもらう方が良いか。障害児をケアされている方の感じている課題等を吸い上げて、子どもの会議の場に届けることができれば良いが、そのようなシステムがないと検討する内容がなかなか出ないのではないか。
子ども部会を自立支援協議会の中で行うことで課題を上げやすくなり良いのかとも思う。どちらが良いか悩むが、現場で起きている困りごとを吸い上げられるシステムをどう作るのかが大事なのではないか。

（吉田委員）
障害のある子ども達と関わっている立場からすると、今中野区で療育をしている子ども達が成長していき、障害のない状態になる子が７、８割いたりする。そのような意味では子どもという括りの中での障害とした方が全体の問題をとらえやすいのではないか。
受給者証を取るにも障害認定が前提になっていない。医師の診断書、意見書が必須ではなく、療育が必要、役に立つ状況であれば療育をしている。障害の枠で全体の問題を取り扱うより子ども全体の中で障害のことも取り扱う方が現場の感覚には近いと感じる。

（中村さん）

相談支援専門員の立ち位置で日頃感じているのは、相談支援専門員や関わっている方たちが抱いている課題と、それを吸い上げて地域で取り扱う段階の課題がある。

障害児福祉の中でも十分話し合いができていないような印象もある。特に障害児は教育や医療等連携先の機関が多くなる。分野が広くなり連携の困難さを感じているという声はよく聞く。そもそも相談支援専門員の存在を認知していないこともある。

分野の中で地域にある課題を話し合い、その上で他の分野との話し合いもしていければ良い。障害の方で深くかかわっている支援者が集まり部会という形でなくても協議し、他の分野の方に伝えていく準備をする場が必要ではないか。

（中村会長）

専門性を持った場が必要という意見と、全体の中で障害児を扱った方が良いという意見等、様々な意見が出た。相談支援部会から報告があったため、そこだけで検討するものではないかもしれないが、このような意見があったという事を踏まえてもう一度相談してもらえるか。

部会を設置するのか委員会を設置するのかについては、次回５月の全体会で相談しながら決めさせていただきたい。

③地域生活支援部会報告

（鶴丸委員）

１２月の部会では、三鷹市でＢ型を運営している特定非営利活動法人 SUN リビングハウスマムの方に来ていただき、アルコール依存に関して勉強会を行った。

アルコール依存はアルコールを飲みたくなってしまう、飲んでしまったら体調を崩して入院になる方もいる。アルコールを飲みたくなってしまうのは症状である。関係を作るのが苦手な方々が多く、小さいことでもできたことをできたとポジティブに受け止めることを積み重ねていって欲しい。しかし上手くいかないケースの方が多いかもしれない等赤裸々な話もしていただいた。

その後グループワークとして、自分の事業所の中でそのような方を受けるにはどのようなことが必要か、イメージしてもらうような意見交換を行った。

最近アルコール依存の方の地域移行の相談が増えてきている。今後長期入院になっている方が中野に戻ってくる土壌づくりの一環として、１２月の会を開催した。

２月は事例検討を行い、訪問看護ステーションの方から事例を出していただいた。親子の話、８０５０問題のケースであった。４０代の娘と関わっているが、同居の為どうしても一体的になってしまい、母に関わっている地域包括のチームとの連携が大変と話があった。母は認知症が進んでいるため後見制度を利用することを進めていたが、区長申し立ての方法がなかなか進まない。部会員の社協の方からアドバイスがあり、違う方法で後見の申し立てのアプローチをしていくことになり発表して良かったと話していた。

３月は年度の振り返りを行った。来年度に向けての話し合いも含めてグループワークをしている。訪問看護ステーションと GH の方から、１０代の方の依頼が最近増えている気がするとあり、次に事例検討や勉強会を行う時は１０代に関して勉強したいと意見も出た。児童の話も先程出たが、そのようなニーズが増えてきている。精神科病院の相談員から１０代に強い訪問看護ステーションはないかと話も受けたこともあり、今後増えてくるのかもしれない。

昨年度から施設見学を手分けして複数行く形を取っている。そのためたくさんの見学先のことを知れたのは勉強になった。

全体会でも触れた社会資源マップに関しても意見が出た。社会資源マップがあってもそれを使って問い合わせた時に違う所に問い合わせたら意味がないと意見があった。社会資源マップとするよりは相談を受けて、その話だったらこちらに問い合わせれば良いですよという総合案内的な窓口が一つあると良いのではないか。

（中村会長）

精神科病院からの地域移行やアルコール依存症の方が地域に戻り復帰、活動しようとしたときに福祉の役割は大事だが、受け入れる社会がどのように受け入れていくかも重要である。そこを充実させていくことが大事である。

④就労支援部会報告

（事務局鈴木）

１月の会議では１１月に実施した就労相談会の振り返りを行った。当日の参加者は午前午後２名ずつであった。今後より多くの方に相談していただくために、相談会の会場や周知方法等を話し合った。

他に就労支援事業所マップの作成について話し合い、ルビが振られたマップが欲しい、施設種別の説明があっても良いのでは等と意見があった。就労支援事業所マップは引き続き検討する。

（福本委員）

福祉にどのような支援があるか知らない方、引きこもっている方をできるだけ社会に繋げたいとして就労相談会を行っている。しかし相談される方は未だに少ない現状がある。場所や宣伝等検討し引き続き相談会を行いたい。

（中村会長）

就労相談会に来る方はまだ見込みがある。相談に繋がらない方をどのようにひっぱりあげるかが問題である。アウトリーチチームで発見して引っ張り上げる仕組みが出来れば進むかとも思う。障害者雇用率も段階的に上がっていき企業も相当プレッシャーになっている。プレッシャーになればなるほど雇用率ビジネスのようなものが出て来て心配は尽きない。

（福本委員）

就労支援部会としては就労支援マップやこのような施設があることも合わせて伝えていきたいが、引きこもっている方にどのようにアプローチして社会に繋げていくかがこれからの課題だと思う。

⑤障害者差別解消部会報告

（宮澤委員）

３月の部会では小学校で行った出前講座の報告があった。４部会合同セミナーの振り返りも行った。髙橋部会長が出席されている障害者差別解消審議会での事例の報告、今後の取り組みついての検討を行った。中野駅駅長から始まり最近では TOHO シネマズに来ていただいた。今後は私たちが出向いて何か出来たらよいと話した。

出前講座で小学４年生の車いす体験をした時には、ふざけてしまう子が結構いた等の話も聞いた。学校の授業も苦労していると先生から聞いていたが、車いすを押すこと１つとってもふざけたら危ないため、その辺りが小学生相手は難しいと感じた。

（中村会長）

当事者の人たちが中心になって活動しているので、とても説得力もあり面白い活動をされている。学校内に障害のある子どもが日常的に居ないと、その場だけではなかなかピンとこず分からない子もいる。クラスの中に何人か仲間としている、一緒に取り組む、一緒に働けるようにする社会を目指している。

（眞山委員）

中野駅長と、警察と一緒に合同でやってみてはどうか。警察の一日署長を行ってはどうか。

⑥施設系事業者連絡会報告

（徳嵩委員）

毎年行っている事業所間交流研修の報告会を実施した。事業所間交流研修に参加された方、受け入れた事業所、送り出した事業所、それぞれから意見を出し合った。参加された方は皆さん自分の事業所とは違う所も含めてすごくよかった、参考になったという意見が多かった。受け入れ側も外部の目が入ってよかったと意見があった。送り出した側は人手が足りない中で送り出した、人手が足りずに送り出せなかったと参加出来なかった事業所もあった。どこの事業所も人材の不足は課題になっているのか。

事業所間交流研修の機会は非常に貴重でありかなり長い歴史がある。今後も引き続き行っていけると良い。

⑦居宅系事業者連絡会報告

（斎藤係長）

居宅系事業者連絡会は年１回開催している。今年度も2月に開催し参加は３８事業所、３９名であった。中野区内に障害のサービスを提供している居宅系の事業者が６０事業者程度あるので、６割程度の参加であった。

当日は居宅系事業者連絡会で大きな課題になっている人材確保について講義を頂いた後にグループディスカッションを行った。

その後居宅系事業者の集団指導として、適正な運営を行っていただくために講習の案内や指導監査について紹介した。講義では人材マネジメントに関するトピックスをいくつか紹介いただいた。

１つ目は労基法が４０年ぶりに大きな改正を迎えることになり、退勤してから次の日に出勤するまで１１時間のインターバルを作ることが義務化される。２０２７年に施行される予定である。

２つ目はカスハラの法制化が行われる。２０２６年１０月から施行され対策が行われる。
３つ目は人的資本の可視化・情報公開、情報公開制度が拡大しその中で各事業所の有給の取得率も公開される。
講義を聞いた後にグループディスカッションを行った。
居宅系障害福祉サービス事業所アンケート調査結果も報告する。（資料参照）

（中村会長）
介護職の処遇改善で様々な手当てを国や東京都が行っているが、それでも民間企業と比べると低い条件になる。そのことも影響しているのではないか。かなり深刻な状況である。
地域に生活の場、就労の場を移行していきながら他の人と同じような学び、暮らし、働き方が発展していけば行くほど、福祉を必要とする人たちは高齢化と重度化が進んでいく。今の重度化、高齢化に対する姿勢、学びをかなり強力にやって行かないとついていけない気はしている。
医療的ケアの実施を考えていない事業者が多くあり、これからはそのようなことも求められていくのではないか。

⑧相談支援専門員連絡会報告
（中村さん）
１月は開始して約１年経過したため、この１年の振り返りと今後の活動をテーマに話し合った。参加できない方には事前にアンケートもとり意見を頂いた。意見を受けて今後企画運営の方で来年のことを考えている。
計画相談は様々な働き方や職場のあり方、立場、対象者等様々な違いがある。そのためニーズも多様であることが分かった。取り扱いたいテーマとして社会資源や多職種連携等が上位に上がってきている。困りごととしてあがっているが、その背景には相談支援体制があると思う。相談支援体制がどのような形で示されているか、相談員がどれ程正しく把握しているのか、中野区の中では何がどこに当たるのか、実際にどのような機能があるのか等を相談員がどれほど分かっているのか。
現任の相談支援専門員ではなく、主任として働く相談員も地域にはいる。地域全体を考え現状がどうなのかを話し合いながら、どうなっていけば良いのかを、誰か一人が考えていても意味がなく、相談員全体の共通認識になることが必要である。上がってきている声の背景にはそのようなことがあるのだろうと思った。

（中村会長）
相談支援部会の報告と合わせて、相談支援員の仕事はつくづく大変と思う。相談と言っても聞くだけの相談もあったり、解決していかないととんでもないことになる相談もあったりする。相談支援事業所や相談支援員が何か動けるかというと、そう動けるものでもない。直接支援とは違い繋ぎ役になる。どのようにしたら解決していけるか、どことどこを繋げたらその人のためになるかという話だと思う。
地域にある社会資源を網羅していくことが大事な仕事であり、そのためには情報が相談員に集まらなくてはいけない。相談員の連絡会で、どこにどのような社会資源があるか、どのような悩みごとがあるか等をしっかりと吸い上げる。相談事を受けた時に自分の役割とは違うとしても、受け止

めなくてはいけない。解決できない、繋げないとなったら、どこだったら繋げられるかも合わせて連携していかなくてはいけないと思う。

中野区の特徴として第１層、第２層、第３層として層に分けて役割を持っている。層を作ることが良いのかどうかもよく分からない。層を作ることによって専門性があるというのは分かるが、ここは自分の管轄外という逆に壁を作ってしまわないかとも思ってしまう。

中野区の相談支援体制が包括的な相談支援体制になっているのかどうなのかも含めて検討して意見交換していただければと思う。

（中村さん）

層は役割分担としてある。他の県では役割分担ができるほどの資源がなく、このようなものはないのではないか。どこかがその役割をやらなくてはいけない。

１層では計画相談、福祉サービスを利用する方の相談を受ける。２層は福祉サービスの有無に関わらず相談を受ける。３層目は有機的に機能していくための地域づくりをしていく。どれも欠かせない役割だが、必ずしも基幹がないところもある。ない場合はどこがそれを担っていくのか。地域に合わせて役割を考え、地域を作っていくのだと思う。それぞれの役割の必要性を理解した上で地域に合わせた相談支援体制を作っていくことを任されているのだと思う。

（中村会長）

役割を認識するという意味で階層を作っていると思う。それがなかなか把握できていない人たちもいる。実際は１、２、３層共に繋がっている。そこに関わる従事者がしっかりとルールを認識したうえで役割を持ってもらえば様々な問題が解決していくのかと思う。

（２）その他報告・提案事項

①中野区障害者自立支援協議会の会議の運用について

（鳥井課長）

前回の会議の際に案を出し意見を頂いた。意見を踏まえて手直しをしたものである。

５委員の出席等についての部分、前回は事業者連絡会に関する報告だけを取り入れていたが、このようなルールは事業者連絡会に限ったものではないので、「事業者連絡会等に関する報告など」と記載をした。少し幅を広げた。

今了解を頂いたので、次回５月の会議からこれを適応させていただきたい。

（松田委員）

会議の運営規則はこれで問題ない。例えば参考人、専門家等の部外者の方を呼ぶときは何か手続きがあるのか。

（鳥井課長）

中野区障害者自立支援協議会設置要綱、第５条第２項に「会長が必要と認めるときは委員以外のものに協議会の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」となっている。外部の方に出席をお願いする場合の規定になっている。

②４部会合同セミナーの報告
（中村会長）
２月に開催された。今までは障害分野にテーマを置いていたが、今回は高齢者、障害者も含めて人権をテーマに２つの企画を行った。
前半は落語家の立川志ら門さんに講演していただいた。高齢者が地域で面白おかしく活躍しているような落語をお願いした。そのようなネタはあまりないようであったが、手話通訳を交えながら立川志ら門さんらしい落語が提供され、とても良かった。落語目当ての方もいたかもしれないが思ったよりは席が埋まっていた。まだまだ空きはあり、本当は埋まるくらい来ていただきたい。落語は非常に面白かった。
後半は東京都人権啓発センターで講師をしている関口さんに講演いただいた。人権、尊厳等は普段考えながら生きている人は少ない。来ていた人たちがどのように受け止めたか分からないが、あれ以上丁寧に人権について話すことは難しいと思う。アンケートに難しいとの意見もあったが、難しくて当たり前である。そのことも承知の上で行った。もう少し人が呼べればよかったと思うが、内容はとても充実しており良かった。
ナカノバを使ったため通りがかりの人も参加できる。出来ればあの場所を定着させてセミナー等を開きたい。広報の仕方も工夫をし、もっと人が呼べるような内容にしていきたい。

（宮澤委員）
当日は雨が降っており参加者はどうかと心配していたが、それなりに埋まったので安心した。帝京平成大学の学生ボランティアの方２人と一緒に受付をした。カサデオリーバと関わりがあると聞いた。積極的で一生懸命であった。地域の大学生の方にお手伝いいただくのはとても良い。

（福本委員）
帝京平成大学では自立支援協議会のことも授業で行うらしい。教授はいまいち反応が良くないと話していた。机上の授業だけでは学生はイメージが湧かない。現実の福祉の世界に繋げるためボランティアを探しているし、会議も可能であれば見せたいと話していた。
高齢化の様々な問題は若い人の参加がないと解決できない。実際の世界を見て、体験して共にやって行く形を作ることができると良い。

（中村会長）
社会福祉士の資格を取るためには現場実習を行わなくてはならず、東京コロニーでは学生を呼んで教育機関として利用していただいている。資格を取って卒業した後に東京コロニーに来てくれるかと期待をするがなかなか来ない。このような世界を知っていただくのは大事だと思う。自立支援協議会への陪席は構わないのではないか。→（事務局）問題ない。
最後に髙橋部会長に閉会の挨拶をしていただいた。講師の方が話した内容を具体的にふれて、自分もそうならないように気を付けなくてはと話されていた。とても良いスピーチで幕を閉じることができた。
１３時までシェアノマで販売会も行った。

その他報告 （事務局大野） 　異動等により３月３１日で委員を辞任される方は障害福祉課まで辞任届の提出をお願いします。別途推薦依頼を送付するので、後任の方の紹介、氏名、フリガナ、性別、連絡先、電話番号、メールアドレスも合わせてお願いします。第９期の残り２か月間全体会委員になっていただき、第９期最後５月の会議に出ていただく。第１０期はまた推薦依頼を送らせていただく。 　３月末で辞任の連絡を受けている方が２名いる。中野区福祉団体連合会の秋野副会長、中野区中途失聴難聴者の会の小川委員である。 （１５：２５分終了）	
備　　　考	次回日程：令和８年5月２０日（水）午後１時３０分～ 　　　場所：中野区役所６階６０５会議室